

二 報酬単価表(案)

平成18年度在宅サービス単価(4月～9月)について

居宅介護等

サービス類型		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
居宅介護	身体介護	230単位	400単位	580単位	82単位
	家事援助	80単位	150単位	225単位	75単位
	日常生活支援	-	-	240単位	(注1)90単位
	通院等のための乗車又は降車の介助	片道につき 99単位			
行動援護 (注2)		230単位	400単位	580単位	148単位
外出介護	(身体介護を伴う)	230単位	400単位	580単位	82単位
	(身体介護を伴わない)	80単位	150単位	225単位	75単位

(注1) 3時間を超える場合は30分当たり88単位増。

(注2) 4.5時間以上の場合は、一律1,616単位。

デイサービス

サービス種別	提供単位等	区分1	区分2	区分3	加算	
障害者 デイサービス	身体障害者 I型単独型	4時間未満	345単位	319単位	295単位	低所得者の食事提供体制：42単位 入浴：40単位 送迎：片道54単位 利用者負担上限管理加算：150単位(月)
		4～6時間	576単位	533単位	491単位	
		6時間以上	748単位	693単位	638単位	
	身体障害者 I型併設型	4時間未満	277単位	252単位	226単位	
		4～6時間	462単位	419単位	378単位	
		6時間以上	600単位	546単位	491単位	
	身体障害者 II型単独型	4時間未満	154単位	133単位	113単位	
		4～6時間	256単位	222単位	190単位	
		6時間以上	333単位	290単位	246単位	
	身体障害者 II型併設型	4時間未満	86単位	66単位	45単位	
		4～6時間	143単位	109単位	76単位	
		6時間以上	187単位	142単位	99単位	
	知的障害者 単独型	4時間未満	285単位	255単位	225単位	
		4～6時間	475単位	425単位	376単位	
		6時間以上	617単位	553単位	488単位	
	知的障害者 併設型	4時間未満	216単位	187単位	157単位	
		4～6時間	362単位	311単位	262単位	
		6時間以上	470単位	405単位	341単位	
児童 デイサービス	小規模(平均利用人員10人以下)	528単位			送迎：片道54単位 利用者負担上限管理加算：150単位(月)	
	標準(平均利用人員11～20人)	364単位				
	大規模(平均利用人員21人以下)	279単位				

短期入所

サービス種別	区分1	区分2	区分3	遷延性意識障害(児)者	重症心身障害(児)者	加算
身体障害者 短期入所	714単位	636単位	601単位	1,352単位	-	低所得者の食事提供体制：1日68単位 送迎：片道184単位
知的障害者 (児童) 短期入所	709単位	636単位	376単位	1,352単位	1,943単位	低所得者の食事提供体制：1日68単位 ※日中受入：1食42単位 送迎：片道184単位
精神障害者 短期入所	631単位			-	-	低所得者の食事提供体制：1日68単位 送迎：片道184単位

共同生活援助（1日あたり）

サービス種別	定員	区分 1	区分 2
知的障害者 地域生活援助支援費	4人	450単位	225単位
	5人	405単位	180単位
	6人	375単位	150単位
	7人	353単位	128単位
精神障害者 地域生活援助支援費	4人	225単位	
	5人	180単位	
	6人	150単位	
	7人	128単位	
	8人	112単位	
	9人	100単位	
	10人	90単位	
	11人	81単位	
	12人	75単位	
	13人	69単位	
	14人	64単位	
	15人	60単位	
16人	56単位		

平成18年度施設訓練等支援費の基準(丙地単価)

- 平成18年度単価の定員区分
小規模(30人以上40人以下;通所は20人、標準1(41人以上60人以下;通所は21人以上40人以下)、標準2(61人以上91人以下;通所は41人以上60人以下)、大規模(91人以上;通所は61人以上)
- 現在民改費加算の対象となっていない公立施設等については、下記の単価に1,000分の965を乗じて算出する。

1 共通事項

- ① 入所時特別支援加算
日額71単位(入所)(利用日から30日間)
日額97単位(通所)(利用日から30日間)
- ② 退所時特別支援加算
月額4,194単位(2回訪問した場合)
- ③ 重度・重複障害者に対する加算
障害程度区分Aで3種重複障害の者に加算
対象者1人につき 日額99単位(入所)
対象者1人につき 日額48単位(通所)

④ 栄養管理体制加算

		管理栄養士	栄養士	その他の栄養士
入所 (日額)	標準1	24単位	22単位	12単位
	標準2	17単位	15単位	8単位
	大規模	12単位	11単位	6単位
通所 (日額)	標準2		栄養士	その他の栄養士
			30単位	16単位
	大規模		21単位	11単位

- ⑤ 食事提供体制加算
日額42単位(通所施設)
日額68単位(知的障害者通所寮)
- ⑥ 利用者負担上限管理加算
月額150単位(通所施設のみ)

2 身体障害者施設支援費

		日額	
身体 障害 者 療 護 施 設	小規模	A	1,431単位
		B	1,294単位
		C	1,157単位
	標準1	A	1,105単位
		B	1,023単位
		C	939単位
	標準2	A	1,084単位
		B	1,003単位
		C	907単位
	大規模	A	984単位
		B	902単位
		C	819単位
	併設等 (定員10人)	A	1,291単位
		B	1,135単位
		C	979単位
併設等 (定員11人 ~20人)	A	1,006単位	
	B	928単位	
	C	850単位	
通 所	~定員4人	A	738単位
		B	715単位
		C	692単位
	定員5人 ~10人	A	1,226単位
		B	1,216単位
		C	1,207単位
	定員11人 ~20人	A	871単位
		B	866単位
		C	861単位

		日額	
身体 障害 者 更 生 施 設 、 内 部 除 く 、	小規模	A	965単位
		B	772単位
		C	655単位
	標準1	A	689単位
		B	531単位
		C	402単位
	標準2	A	643単位
		B	459単位
		C	324単位
	大規模	A	570単位
		B	395単位
		C	296単位
	通所	A	403単位
		B	394単位
		C	384単位
身体 障害 者 更 生 施 設 、 内 部 、	小規模	A	1,006単位
		B	813単位
		C	697単位
	標準1	A	730単位
		B	572単位
		C	443単位
	標準2	A	685単位
		B	500単位
		C	366単位
	大規模	A	611単位
		B	437単位
		C	338単位
	通所	A	403単位
		B	394単位
		C	384単位

		日額	
身体 障害 者 授 産 施 設	小規模	A	790単位
		B	630単位
		C	514単位
	標準1	A	543単位
		B	445単位
		C	335単位
	標準2	A	495単位
		B	381単位
		C	302単位
	大規模	A	407単位
		B	319単位
		C	249単位
	通所	A	403単位
		B	394単位
		C	384単位
分場	A	514単位	
	B	475単位	
	C	436単位	
身体 障害 者 通 所 授 産 施 設	小規模	A	693単位
		B	656単位
		C	579単位
	標準1	A	543単位
		B	519単位
		C	494単位
	標準2	A	433単位
		B	418単位
		C	387単位
	大規模	A	373単位
		B	362単位
		C	340単位
	分場	A	514単位
		B	475単位
		C	436単位

常勤医師加算 (日額)		日額
小規模		58単位
標準1		34単位
標準2		24単位
大規模		17単位

ALS等支援 加算(日額)		日額
遷延性意識障害者加算		31単位
筋萎縮性側索硬化症者等加算		63単位
神経内科医加算		44単位
看護師加算		258単位

視覚・聴覚障害者 支援体制加算 (日額)		日額
小規模		50単位
標準1		30単位
標準2		18単位
大規模		13単位

3 知的障害者施設支援費

		日額	
知的障害者入所更生施設	小規模	A	827単位
		B	739単位
		C	612単位
	標準1	A	778単位
		B	692単位
		C	531単位
	標準2	A	708単位
		B	623単位
		C	507単位
	大規模	A	637単位
		B	545単位
		C	448単位
	併設(本体) (定員10人)	A	1,290単位
		B	1,238単位
		C	1,187単位
	併設(本体) (定員11人 ~20人)	A	876単位
		B	850単位
		C	824単位
併設 (定員10人)	A	595単位	
	B	543単位	
	C	491単位	
併設 (定員11人 ~20人)	A	568単位	
	B	542単位	
	C	516単位	

		日額		
知的障害者入所授産施設	小規模	A	809単位	
		B	755単位	
		C	665単位	
	標準1	A	702単位	
		B	659単位	
		C	572単位	
	標準2	A	606単位	
		B	583単位	
		C	521単位	
	大規模	A	543単位	
		B	506単位	
		C	446単位	
	知的障害者通所更生施設	小規模	A	899単位
			B	827単位
			C	719単位
		標準1	A	700単位
			B	652単位
			C	555単位
標準2		A	585単位	
		B	557単位	
		C	499単位	
大規模		A	497単位	
		B	476単位	
		C	435単位	

		日額	
知的障害者通所授産施設	小規模	A	939単位
		B	865単位
		C	791単位
	標準1	A	727単位
		B	677単位
		C	628単位
	標準2	A	601単位
		B	571単位
		C	542単位
	大規模	A	508単位
		B	487単位
		C	466単位

通勤寮	A	298単位
	B	274単位
	C	251単位

通所部・分場	A	551単位
	B	514単位
	C	477単位

のぞみの園	A	615単位
	B	526単位
	C	432単位

のぞみの園 の通所部	A	532単位
	B	496単位
	C	460単位

強度行動障害 支援加算(日額)	A	481単位
	B	565単位
	C	722単位

自活訓練支援加算(日額)	同一敷地内の建物で実施	370単位
	同一敷地外の建物で実施	469単位

4 利用率の低い施設に対する激変緩和措置(3年間の経過措置)

利用実績払い(日額払い)への転換に伴い、著しく利用日数率の低い施設に対する激変緩和の加算措置を講じる。

○ 加算算定ラインを全体の利用日数率の80%(人/日)と設定し、加算算定ライン以下の施設に対し、加算算定ラインと実際の利用日数率との差に80%を乗じて得た人/日数を加算する。

加算算定ラインに乗じる割合は、18年度80%、19年度70%、20年度60%とする。

平成18年度障害児施設措置費(平成18年4月～9月)の補助単価 (丙地域)

(1) 事務費

①一般事務費

施設種別		定員	月額単価
平成18年度 (案)	知的障害児施設	30	193,550円
	第二種自閉症児施設	40	192,510円
	知的障害児通園施設	30	115,450円
	盲児施設	30	177,140円
	ろうあ児施設	30	176,130円
	難聴幼児通園施設	30	173,010円
	肢体不自由児療護施設	50	208,600円
施設種別		定員	月額単価
平成17年度	知的障害児施設	30	194,340円
	第二種自閉症児施設	40	193,430円
	知的障害児通園施設	30	116,010円
	盲児施設	30	177,830円
	ろうあ児施設	30	176,900円
	難聴幼児通園施設	30	173,600円
	肢体不自由児療護施設	50	209,000円

(注)平成18年度補助単価については、平成18年4月1日より適用される地域手当を反映した表を示すこととなる。

②加算費等の単価

施設種別	定員	加算費の区分	月額単価
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	71,220円
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	26,710円
肢体不自由児通園施設	—	通園指導費	48,350円

(2) 事業費

①一般生活費

施設種別	月額単価
知的障害児施設	47,340円
第二種自閉症児施設	47,340円
知的障害児通園施設	14,570円
盲児施設	47,340円
ろうあ児施設	47,340円
難聴幼児通園施設	14,570円
肢体不自由児療護施設	47,340円

②重度加算費

施設種別	25%加算分	30%加算分
	月額単価	月額単価
知的障害児施設	46,810円	56,170円
第一種自閉症児施設	46,810円	56,170円
第二種自閉症児施設	46,810円	56,170円
盲児施設	44,560円	53,470円
ろうあ児施設	40,730円	48,850円
肢体不自由児施設	—	56,170円
肢体不自由児療護施設	—	56,170円

③重症児指導費

施設種別	月額単価
重症心身障害児施設	230,160

平成18年度障害児施設給付費（10月～3月）の補助単価（丙地域）

（1）単独施設の場合

（日額）

施設種別	定員									
	～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	101～110	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
知的障害児施設	667単位	606単位	544単位	527単位	509単位	491単位	473単位	454単位	452単位	
第二種自閉症児施設	662単位	662単位	635単位	609単位	582単位	555単位	555単位	555単位	553単位	
知的障害児通園施設	634単位	581単位	526単位	475単位	456単位	437単位	417単位	417単位	417単位	
盲児施設	606単位	543単位	480単位	466単位	451単位	436単位	421単位	405単位	405単位	
ろうあ児施設	602単位	540単位	477単位	463単位	449単位	434単位	419単位	404単位	404単位	
難聴幼児通園施設	975単位	896単位	817単位	817単位	817単位	817単位	817単位	817単位	817単位	
肢体不自由児療護施設	699単位	699単位	699単位	690単位	678単位	665単位	665単位	665単位	665単位	

施設種別	定員									
	111～120	121～130	131～140	141～150	151～160	161～170	171～180	181～190	191～	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
知的障害児施設	451単位	449単位	447単位	445単位	441単位	438単位	435単位	432単位	429単位	
第二種自閉症児施設	555単位	553単位								
知的障害児通園施設	417単位	417単位								
盲児施設	405単位	405単位								
ろうあ児施設	404単位	404単位								
難聴幼児通園施設	817単位	817単位								
肢体不自由児療護施設	665単位	665単位								

（2）当該施設が本体施設で併設施設を有する場合

（日額）

施設種別	定員												
	10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
知的障害児施設	1,258単位	850単位	850単位	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二種自閉症児施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
知的障害児通園施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
盲児施設	1,250単位	930単位	777単位	720単位	606単位	543単位	480単位	466単位	451単位	436単位	421単位	405単位	
ろうあ児施設	1,240単位	923単位	775単位	675単位	602単位	540単位	477単位	463単位	449単位	434単位	419単位	404単位	
難聴幼児通園施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
肢体不自由児療護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

（3）当該施設が本体施設に併設する施設である場合

（日額）

施設種別	定員						
	5	6～9	10	11～15	16～20	21～25	26～30
	人	人	人	人	人	人	人
知的障害児施設	—	—	440単位	443単位	443単位	—	—
第二種自閉症児施設	—	—	—	—	—	—	—
知的障害児通園施設	—	—	—	—	—	—	—
盲児施設	534単位	422単位	422単位	378単位	363単位	351単位	333単位
ろうあ児施設	534単位	422単位	422単位	379単位	366単位	348単位	336単位
難聴幼児通園施設	—	—	—	—	—	—	—
肢体不自由児療護施設	—	—	—	—	—	—	—

（4）医療型施設の一人あたり費用

（日額）

第一種自閉症児施設	309単位
肢体不自由児施設	136単位
指定医療機関（肢体）	111単位
重症心身障害児施設	862単位
肢体不自由児通園施設	303単位

(5) 加算費等の単価

① 小規模施設加算分単価 (単体施設)

施設種別	定員 (日額)	
	~30 人	31~ 人
知的障害児施設	57単位	—
第二種自閉症児施設	57単位	—
知的障害児通園施設	—	—
盲児施設	57単位	45単位
ろうあ児施設	57単位	45単位
難聴幼児通園施設	—	—
肢体不自由児療護施設	—	—

② 小規模施設加算分単価 (併設施設)

施設種別	定員 (日額)					
	5 人	6~10 人	11~15 人	16~20 人	21~25 人	26~30 人
知的障害児施設	172単位	172単位	86単位	86単位	—	—
第二種自閉症児施設	—	—	—	—	—	—
知的障害児通園施設	—	—	—	—	—	—
盲児施設	344単位	172単位	114単位	86単位	68単位	57単位
ろうあ児施設	344単位	172単位	114単位	86単位	68単位	57単位
難聴幼児通園施設	—	—	—	—	—	—
肢体不自由児療護施設	—	—	—	—	—	—

※「10人」「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用

※障害者支援施設又はろうあ児施設の場合には盲児施設・盲児施設の場合にはろうあ児施設と併設している場合に適用

③ 職業指導員加算単価 (単体施設)

施設種別	定員 (日額)									
	~30 人	31~40 人	41~50 人	51~60 人	61~70 人	71~80 人	81~90 人	91~100 人	101~110 人	
知的障害児施設	49単位	39単位	29単位	26単位	23単位	20単位	17単位	14単位	13単位	
第二種自閉症児施設	49単位	39単位	29単位	26単位	23単位	20単位	17単位	14単位	13単位	
知的障害児通園施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
盲児施設	49単位	39単位	29単位	26単位	23単位	20単位	17単位	14単位	13単位	
ろうあ児施設	49単位	39単位	29単位	26単位	23単位	20単位	17単位	14単位	13単位	
難聴幼児通園施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
肢体不自由児療護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

施設種別	定員 (日額)								
	111~120 人	121~130 人	131~140 人	141~150 人	151~160 人	161~170 人	171~180 人	181~190 人	191~ 人
知的障害児施設	12単位	11単位	10単位	9単位	9単位	9単位	8単位	8単位	8単位
第二種自閉症児施設	12単位	11単位	10単位	9単位	9単位	9単位	8単位	8単位	8単位
知的障害児通園施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
盲児施設	12単位	11単位	10単位	9単位	9単位	9単位	8単位	8単位	8単位
ろうあ児施設	12単位	11単位	10単位	9単位	9単位	9単位	8単位	8単位	8単位
難聴幼児通園施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肢体不自由児療護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—

④ 職業指導員加算単価 (併設施設)

施設種別	定員 (日額)					
	5 人	6~10 人	11~15 人	16~20 人	21~25 人	26~30 人
知的障害児施設	148単位	148単位	73単位	73単位	—	—
第二種自閉症児施設	—	—	—	—	—	—
知的障害児通園施設	—	—	—	—	—	—
盲児施設	296単位	148単位	98単位	73単位	59単位	49単位
ろうあ児施設	296単位	148単位	98単位	73単位	59単位	49単位
難聴幼児通園施設	—	—	—	—	—	—
肢体不自由児療護施設	—	—	—	—	—	—

※障害者支援施設又はろうあ児施設の場合には盲児施設・盲児施設の場合にはろうあ児施設と併設している場合に適用

⑤ 幼児加算単価（肢体不自由児施設等については、乳幼児加算単価）

（日額）

施設種別	定員 一人につき
知的障害児施設	—
第二種自閉症児施設	—
知的障害児通園施設	253単位
盲児施設	78単位
ろうあ児施設	78単位
難聴幼児通園施設	—
肢体不自由児療護施設	—
肢体不自由児施設等	70単位

⑥ 重度加算費

（日額）

施設種別	定員 25% 加算	30% 加算
知的障害児施設	165単位	198単位
第一・二種自閉症児施設	165単位	198単位
盲児施設	158単位	189単位
ろうあ児施設	143単位	171単位
肢体不自由児施設等	—	198単位

⑦ その他の加算

（日額）

施設種別	定員 一人につき
強度行動障害特別処遇加算費	—
知的障害児施設	781単位
第二種自閉症児施設	781単位
通所食費加算	42単位
自活訓練事業加算	—
同一敷地内の建物で実施	337単位
同一敷地外の建物で実施	448単位
重度重複障害児加算	111単位

（日額）

加算名	定員							
	41～50 人	51～60 人	61～70 人	71～80 人	81～90 人	91～100 人	101～110 人	
栄養士加算（入所）	—	—	—	—	—	—	—	
管理栄養士	24単位	20単位	17単位	15単位	13単位	12単位	10単位	
栄養士	22単位	18単位	15単位	13単位	12単位	11単位	10単位	
その他	12単位	10単位	8単位	7単位	6単位	6単位	10単位	
栄養士加算（通所）	—	—	—	—	—	—	—	
栄養士	30単位	25単位	21単位	19単位	16単位	15単位	13単位	
その他	16単位	13単位	11単位	10単位	9単位	8単位	7単位	

加算名	定員									
	111～120 人	121～130 人	131～140 人	141～150 人	151～160 人	161～170 人	171～180 人	181～190 人	191～ 人	
栄養士加算（入所）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
管理栄養士	10単位	9単位	8単位	8単位	7単位	7単位	6単位	6単位	6単位	
栄養士	9単位	8単位	7単位	7単位	6単位	6単位	6単位	5単位	5単位	
その他	5単位	4単位	4単位	4単位	3単位	3単位	3単位	3単位	3単位	
栄養士加算（通所）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
栄養士	12単位	11単位	10単位	10単位	9単位	8単位	8単位	8単位	7単位	
その他	6単位	6単位	5単位	5単位	5単位	4単位	4単位	4単位	4単位	

平成18年度の福祉工場・小規模通所授産施設の補助単価

【身体障害者福祉工場】

1施設あたり年額

(単位:千円)

	定 員	単 価
居住部門有り	20人	27,201
	21～30人	28,794
	31～40人	35,921
	41～49人	43,254
	50人	43,864
	51～60人	44,412
	61～70人	49,525
	71～80人	49,594
	81～90人	49,663
	91～100人	54,660
居住部門無し	20人	22,936
	21～30人	23,007
	31～40人	26,420

【知的障害者福祉工場】

1施設あたり年額

(単位:千円)

定 員	単 価
20～29人	23,722
30～39人	31,255
40～49人	42,185
50人～	44,813

【小規模通所授産施設】

(身体・知的・精神)

1施設あたり年額

10,000千円

平成18年度精神障害者社会復帰施設運営費の補助単価(丙地)

(単位:千円)

		単価	備考
生活訓練施設(適応施設型)		2,460	入所者1人当たり年額
生活訓練施設(デイ・ケア併設型)		1,604	入所者1人当たり年額
生活訓練施設(一般型)		31,169	施設1カ所当たり年額
通所授産施設		21,000	施設1カ所当たり年額
入所授産施設		36,822	施設1カ所当たり年額
福祉工場	定員20～29人	24,860	施設1カ所当たり年額
	定員30～39人	32,421	施設1カ所当たり年額
	定員50人～	43,119	施設1カ所当たり年額
福祉ホーム(B型)		17,469	施設1カ所当たり年額

[経過措置対象外施設(平成18年4月から9月まで。10月以降は新体系へ移行)]

福祉ホーム	1,366	施設1カ所当たり年額
地域生活支援センター	9,921	施設1カ所当たり年額

※ この他に、寒冷地加算、事務用冬期採暖費加算、民間給与改善費加算、除雪費加算等がある。

三 旧体系等に係る指定（最低）基準について（案）

I. 在宅サービスに係る指定（最低）基準について

① 障害種別の取扱い

- 事業者においては、障害種別に関わらず、利用者を受け入れることが基本であるが、障害特性に応じたサービスの専門性を確保するため特に必要がある場合、障害種別（主たる対象者）を特定して事業を実施することを可能とする。

② 定員の取扱い

- 短期入所、障害者・児童デイサービスについては、3ヶ月間の平均実利用人員が、定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることを可能とする。（併設型の場合は、本体施設の利用人員と併せて、一定の範囲内とする。）

③ 食事の提供

- 短期入所の場合、利用者の希望に応じて食事を提供することを義務とする。
- 障害者デイサービスの場合、利用者に対する事前説明及び同意を前提として、事業所の選択により、食事を提供できることとする。

④ 利用者負担の範囲等

- 短期入所の場合、現行の食材料費に係る経費に加えて、食費に係る人件費相当分、光熱水費等の費用を利用者の負担とする。
- 障害者デイサービスの場合、現行の食材料費に係る経費に加えて、食費に係る人件費相当分等の費用を利用者の負担とする。

⑤ 利用者負担の上限額管理について

- グループホームにおいて、利用者負担の上限額管理を行うこととする。
- 他の居宅サービス事業者（グループホーム及び短期入所を除く）においては、利用者から上限額管理を行う事業者として選定された場合、利用者負担の上限額管理を求めに応じて行わなければならない。

⑥ 虐待を防止する旨の条項の追加

- 現行基準に虐待を防止する旨の条項を新しく追加する。

Ⅱ. 施設訓練等施設に係る指定（最低）基準について

平成18年4月から利用者負担が導入されることに伴い、次の点を踏まえ指定（最低）基準を改正するものである。

① 定員の取扱い

- 施設における3ヶ月間の平均実利用人員が、定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることを可能とする。

② 食事の提供

- 入所施設について、利用者の希望に応じて食事を提供することを義務とする。
- 通所施設について、利用者に対する事前説明及び同意を前提として、事業所の選択により、食事を提供できることとする。

③ 利用者負担の範囲等

- 食費、光熱水費、日用品費等について、利用者から徴収できることとする。

④ 利用者負担の上限管理

- 入所施設について、利用者負担の上限管理を行うこととする。
- 通所施設について、利用者から上限額管理を行う事業者として選定された場合は、利用者負担の上限管理を求めに応じなければならないこととする。

⑤ 施設従事者数の算定方法の見直し

- 入所者の数は前年度の平均実利用者数とする。ただし、新規に指定を受けける場合は、以下の取扱いとする。

前年度の実績が6ヶ月1年未満の場合は、直近の6ヶ月の平均実利用人員

前年度の実績が6ヶ月未満の場合は、定員の90%

⑥ 虐待防止に対する責務

- 虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置等、施設の責務を明確化する。

Ⅲ. 障害児施設に係る指定（最低）基準について

平成18年10月から利用契約制度が導入されることに伴い、次の点を踏まえ指定基準を定めるものである。

- ① 児童福祉施設最低基準を原則とする
 - ② 新たに利用者負担の受領に関する事項を追加
 - ③ 定員の取扱いについては、施設における3か月間の平均実利用人員が、定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることを可能とすることを追加。（者の施設と同様の扱いとする。）
 - ④ 虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置費等、事業者の責任を明確化することを追加。
- その他必要事項を定めるものとする。